

社会福祉法人 福角会 再雇用制度規則 (カムバック制度)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人福角会 就業規則 63条に基づく再雇用制度について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、社会福祉法人福角会を3年3月以降退職した者に適用する。

(資格要件)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者であること

- 1 入社後1年以上在職したこと。
- 2 次のいずれかの理由により退職した者であること。
 - (1) 妊娠、出産
 - (2) 育児
 - (3) 介護
 - (4) 自己啓発（就学、資格取得等）
 - (5) 病気療養
 - (6) その他理事長が認めた理由
- 3 退職時又は退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者
- 4 離職期間が10年以内である者であること。
- 5 再雇用時が65歳に達した月の属する年度の末日までの間であること。
- 6 2号(5)に該当することによる離職の場合は医師又は産業医が再雇用後の職務遂行に問題がないと認めていること。

(手続き)

第4条 次の各号の手続きを行うこと。

- 1 退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を「再雇用(カムバック)制度登録シート」により法人本部事務局に申し出ること。
- 2 法人は申出者のうち第3条の資格要件を満たす者を「再雇用(カムバック)希望者登録名簿」に記録すること。
- 3 申し出者が就労が可能となった場合、法人本部事務局に採用希望時期を申し出ること。
- 4 再雇用制度登録者は、登録内容に変更が生じたときには速やかに法人本部事務局に申し出ること。

(採用)

第5条 次の各号の手続きにより採用を行うものとする。

- 1 中途採用を行う場合は、再雇用制度登録者に対して優先的に募集を行うこととする。
- 2 再雇用制度登録者から応募があった場合は、本人の経験、能力等を勘案し、優先的に採用するよう努める。

(再雇用時の処遇・賃金)

第6条 再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務事業所、職員区分、職種、資格等を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務や人員の状況等を踏まえ決定する。

(再雇用後の配置・昇進・昇給等)

第7条 再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の従業者区分・職種、同程度の経験・能力の従業者と異なる取り扱いは行わない。

(再雇用者への教育訓練)

第8条 法人は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

(再雇用者の勤続年数)

第9条 年次有給休暇、退職金、勤続表彰、昇格、無期雇用への転換等の算定における勤続年数の計算は、原則として再雇用時から起算するものとする。

(再雇用時の試用期間)

第10条 法人は再就職者の退職後の期間や経験を踏まえ、就業規則第6条に定める試用期間について

その期間を短縮又は延長することがある。

附則

この規則は、令和3年4月1日から適用する。

再雇用制度(カムバック制度)登録シート

※ご自分用の控えとしてコピーを取ってから提出してください。

所属		職員番号		氏名	
生年月日	年 月 日生		保有資格		
在職中の職務	在職中の職務内容や習得したスキルを記入してください。				
入社年月日	年 月 日		退職年月日	年 月 日	
退職後の連絡先	住所 TEL LINE・メール ※求人情報をご案内します。 今後、連絡先が変更となりましたら、下記へご連絡ください。 法人本部事務局 TEL089-978-5855 メール fukuzumikai@hukuzumikai.com				
勤務の希望	勤務時期: 1.即時可能 2. 年 月頃から 3.未定				
	勤務事業所				
備考欄	その他伝えておきたいこと、相談等を記入				

<注意事項>

- ・退職から10年を過ぎた時点で、登録は自動的に抹消されます。
- ・本制度に登録された方の再雇用を保障するものではありません。
- ・記入された個人情報は法人本部事務局で管理します。求人情報提供のみに利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

